

よくあるお問い合わせ【店舗改装費補助】

(令和2年9月24日更新)

【制度概要について】

Q1 どのような事業なのか。

A1 市民の新型コロナウイルス感染症への感染防止の徹底を図るため、不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、感染防止の取り組みに要した経費の一部を助成します。対象となる経費に対して、1店舗あたり5万円を控除した額について、上限20万円で助成を行います。

Q2 どういった事業者が対象になるのか。

A2 次の1から4を全て満たす事業者です。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業及び同法条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗を除きます。（麻雀店、パチンコ店、性風俗関連店）

- 1 中小企業者又は個人事業主
- 2 次の事業を営んでいる者
 - ① 小売業
 - ② 宿泊業
 - ③ 飲食業
 - ④ 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業など）
 - ⑤ その他物品賃貸業（DVDやCDのレンタルショップのみ）
 - ⑥ 娯楽業（スポーツクラブなど）
 - ⑦ 学習支援業（学習塾、英会話教室など）
 - ⑧ 療術業（はり・きゅう、あん摩マッサージなど）
- 3 不特定多数の来客がある店舗などを保有していること
 - ・無店舗（ネットショップなど） ×
 - ・不特定多数の来客がない（社員しか利用しない事務所など） ×
- 4 次の事項を遵守すること
 - ① 福岡県「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
 - ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守していること
 - ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

Q3 対象者である中小企業とは、どういった事業者が該当するのか。

A3 中小企業基本法に規定する中小企業が対象となります。

【参考】

中小企業基本法に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益財団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合は、中小企業基本法上の「会社」に該当しないため、中小企業に該当しませんのでご注意ください。

Q 4 福岡県「感染防止宣言ステッカー」はどうすればもらえるのか。

A 4 福岡県のホームページに、「感染防止宣言ステッカー申請フォーム」が掲載されていますので、そちらで必要事項の入力などをして、取得の手続きを行ってください。

詳しくは福岡県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html>

Q 5 本年6月から実施している新しい生活様式の店舗助成事業の交付金を受けているが、他にも追加で施工したい工事がある。申請できるのか。

A 5 既に、新しい生活様式の店舗助成事業の交付金を受けている方、入金されていなくても交付が決定している方は対象になりません。

Q 6 「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金」の給付を受ける予定だが、新しい生活様式の店舗助成事業の「店舗改装費補助」の申請もしたい。申請できるのか。

A 6 申請は可能です。（ただし、Q 5 に該当する場合は除きます。）

Q 7 北九州市の新しい生活様式の店舗助成事業の「消耗品費補助」の申請をする予定だが、この「店舗改装費補助」の申請もしたい。申請できるのか。

A 7 申請は可能です。（ただし、Q 6 に該当する場合は除きます。）

Q 8 来客型の店舗とは、こういったものを指すのか

A 8 不特定多数の人の来客がある店舗を指します。そのため、無店舗の営業や従業員や関係者が利用する事務所などは対象になりません。

Q 9 店舗兼住宅の場合、対象となるのか

A 9 店舗部分については対象になります。ただし、住居部分と店舗部分が明確に区別できない場合（リビングなど）は対象になりません。

【事業の対象経費について】

Q10 換気扇の設置に要する経費とは具体的にどのような経費か。

A 10 客室の換気を改善するための換気扇を新しく設置する工事にかかる経費のほか、既に設置してある換気扇の取換にかかる経費も対象になります。

単なる換気扇の購入や、自分で取り付けた場合の資材の購入に係る経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

Q11 窓の設置に要する経費とは具体的にどのような経費か。

A 11 客室の換気を改善するための窓を新しく設置する工事にかかる経費のほか、既に設置してある窓の取換にかかる経費も対象になります。窓の設置に伴い雨戸や網戸を設置する経費も対象になりますが、単なる網戸の網の張替は対象になりません。また、単なる資材の購入や、自分で取り付けた場合の資材の購入に係る経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

採光用の窓、飾り窓など換気を主たる目的としていない窓は対象になりません。

Q12 飛沫感染防止のための間仕切りの設置に要する経費とは具体的にどのような経費か。

A 12 アクリル板や木製の間仕切り、ビニールカーテンなどを設置する工事にかかる経費です。単なる既製品の間仕切りや衝立の購入、アクリル板など資材を買って自分で取り付けた場合の資材の購入にかかる経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

Q13 非接触型自動水栓（蛇口）の設置に要する経費とは、具体的にどのような経費か。

A 13 非接触型自動水栓（蛇口）を新しく設置する工事にかかる経費のほか、既に設置している蛇口を非接触型の蛇口に取り換える経費も対象になります。

ただし、蛇口の設置に直接関係のない配管工事などは対象になりません。

単なる非接触型自動水栓（蛇口）の購入や、自分で取り付けた場合の資材の購入にかかる経費は対象になりません。施工業者を利用して工事を伴う設置をすることが条件です。

なお、非接触型自動水栓（蛇口）は、ハンドル（開閉を行う栓）に触れずに水道に直接接続した蛇口から、水を出す製品が対象となります。給水器や次亜塩素酸水精製器などは、自動給水型であっても対象外です。

Q14 換気扇や窓、間仕切り、非接触型自動水栓（蛇口）や壁紙・床材などは、店舗内に設置すればどこでも補助対象になるか。

A14 来店される市民の新型コロナウイルス感染症への予防対策を目的としているため、来店客が利用する場所へ設置する場合に対象となります。

従業員のみが使用する厨房や従業員の専用スペースへの設置に要する経費は対象になりません。

Q15 工事の場合の市内の施工業者とはどういった業者をいうのか。

A15 次の①、②の全てを満たす業者（法人、個人は問わない）です。

①市内に本社もしくは本店がある業者

②市内にある事業所（本社、支店、営業所など）で施工

- ・ 本社は市内、施工は市内の営業所 ○
- ・ 本社は市外、施工は市内の営業所 ×
- ・ 本社は市内、施工は市外の営業所 ×

Q16 いつからの経費が対象になるのか。既に設置しているものは対象にならないのか。

A16 令和2年9月1日以降に発注した経費が対象になります。

Q17 いつまでの経費が対象になるのか。

A17 令和2年10月31日までに発注したものにかかる経費が対象になります。

ただし、申請期限は令和2年11月30日までとなっていますので、申請期限内に必ず申請してください。対象になる経費であっても、申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承ください。

※申請の際は、領収書や見積書など発注日が確認できる書類が必要です。

【助成金額について】

Q18 助成金額はいくらか。

A18 1店舗あたり対象経費5万円を控除した額で上限は20万円です。

(例) 支払額 6万円⇒ 6万円－控除額5万円＝助成金額 1万円

支払額10万円⇒10万円－控除額5万円＝助成金額 5万円

支払額25万円⇒25万円－控除額5万円＝助成金額20万円

支払額30万円⇒30万円－控除額5万円＝助成金額20万円

Q19 市内で複数店舗を経営しているが、この場合の補助はどうなるのか。

A19 補助の申請は、1事業者2店舗までです。2店舗ある場合、1店舗で補助額が上限20万円までになるので、最大で40万円までの交付となります。

【申請手続きについて】

Q20 申請書はどこで入手できるか。

A20 北九州市のホームページでダウンロードが可能です。区役所、出張所でも配布しています。

【添付書類について】

Q21 支払いを確認できる書類を廃棄してしまったが、申請は可能か。

A21 対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象と認められません。再発行などで対応していただくようお願いします。

Q22 領収書は写しではダメなのか。確定申告など他に必要なのだが。

A22 原本の提出をお願いしています。お預かりした領収書は、受付印を押印し、コピーを取ってすぐお返しいたします。

Q23 見積書は必ず必要か。

A23 領収書に、工事の個別の施工内容や資材の数量、単価、消費税額が記載されていれば領収書だけでも構いませんが、「〇〇の設置費として」や「〇〇工事一式」という記載のみでは認められません。その場合は見積書の提出が必要になります。

Q24 写真を撮影する際に注意する点はあるか。

A24 施工前と施工後で、それぞれ遠景と近景の写真をつけてください。遠景写真は店舗内での設置場所が分かるように、できるだけ店舗の状況が写りこむように撮影してください。近景写真は、実際に設置した物（間仕切り、換気扇など）と内部構造が確認できるように撮影してください。

壁紙や床材の張替や薬剤による壁面や床面のコーティングは、施工前と施工後の状態の変化が分かりにくいいため、施工中の写真も必ず撮影してください。